

愛知県における地域開発戦略の検証

梅原 浩次郎

1. はじめに

戦後の愛知県における地域開発の長期的な方針とこれに基づく具体化（以下、「地域開発戦略」）は、愛知県総合開発計画（1951年）を前史として、愛知県地方計画の「県域総合開発」（第1次計画）をスタートに、「産業技術の中核圏域」（第7次計画）形成をめざす過程であった。

本研究は、地域開発戦略推進の重要な内容を構成する産業政策とそれに基づく土地利用の展開は、有限な自然資源である土地をどのように利用・変貌させてきたのか、愛知県を事例に地域開発戦略を検証することにある¹⁾。研究方法は、a)愛知県地方計画等による地域開発戦略の時期区分による特徴、b)地域開発の基軸となる国土利用計画法等に基づく広域的な土地利用計画、c)地域開発の主要な事業手法となった地方公共団体による用地造成事業の経緯と到達点、d)開発行為の規制と環境保全に関わる諸課題、の分析を行う。最後に、以上をもとにまとめを行う。

2. 地域開発戦略の時期区分による特徴

① 県地方計画当初からの内陸地工業開発

第1次計画（1958年度～）は、名古屋市との町村合併問題の軋轢を契機にスタートし、特定地域開発としての木曾川特定地域総合開発計画から、県全域を視野に入れた総合開発への脱皮を図ったものである。愛知県は東西経済圏に対する独自の経済圏形成を展望する。計画の特色は、a)県域の総合開発、b)都市と農村の適正配置、c)工業生産、特に重化学工業推進、d)名古屋港・衣ヶ浦湾一帯の臨海部埋立造成、挙母・東三河地域²⁾等の内陸部での工業配置、である。

第2次計画（1961年度～）は、開発視野を東海3県に広げた中京広域都市圏構想と3県合併

1) 基本文献としての愛知県地方計画には、愛知県〔1〕、同〔2〕、愛知県新地方計画委員会〔4〕、第3次愛知県地方計画委員会〔5〕、愛知県地方計画委員会〔11〕、同〔15〕、同〔16〕、同〔19〕がある。また、戦後の愛知県における地域開発の既往研究には、遠藤〔27〕、東海自治体問題研究所編〔31〕、同〔32〕、同〔33〕、名古屋大都市圏研究会編〔35〕等がある。

論³⁾を特徴にもつ。三内陸三臨海（名古屋と小牧・春日井、衣浦と豊田・刈谷、東三河と豊橋・豊川）の工業拠点開発が掲げられ、企業の分散的・恣意的立地をさけ集中化させて、道路・鉄道・用排水等の共同的利用施設の効率的利用を図るとしている。1961年には、県庁内に内陸用地造成事業推進の部局がおかれる。当時、臨海工業地帯の造成は始まったとはいえ進捗は十分でなく、むしろ内陸部での工場立地が多くみられた⁴⁾。内陸3地区では、工場の適正配置をもとに、ニュータウン的都市の建設がうたわれた。

第3次計画(1970年度～)は、中京広域都市圏の発展と名古屋の都市機能拡大があげられた。基調は、a)工業用地の適正配置は産業活動の効率化・安全な県民生活のために重要で、農業・住宅と調整を図り臨海・内陸工業団地の供給、b)工場立地動向は尾張部から西三河、東三河地域へ移行し、工業配置のために公的住宅の造成比率を高める必要、西三河は名古屋大都市地域に編入し、産業構造は自動車産業に本格的に傾斜、c)産業活動に必要な工業用水道・道路・鉄道の積極的な基盤整備、をあげている。

この時期は、重化学工業を軸としながら県域総合開発へ乗り出していった。戦前期の愛知県は名古屋の工業都市化を基軸に開発が進められた⁵⁾。この名古屋の工業都市化を県下全域へ拡大し、同時に農業県であることを一定程度配慮した開発方針である⁶⁾。地域的には、臨海部と内陸部を結びつける開発構想であった。しかし、臨海工業地帯を展望しつつも現実の埋立造成の進捗が思わしくなく、内陸部の工業立地が旺盛に進んだ。開発区域としての西三河を名古屋大都市地域へ編入し、内陸部で、かつ自動車産業を軸とした空間編成への移行が進んだ。これらの背景には、名古屋大都市圏域で百万人規模の人口を有する都市は名古屋1市であり、大都市が連なる他の大都市圏とは際違った特徴を持っていた⁷⁾。また戦後、堺・泉北臨海部に工業地帯

2) 愛知県における地域区分は、愛知県国土利用計画における尾張地域、西三河地域、東三河地域を基本として用いる。なお、早い時期の文献で、東三河地区等の用語もあるが、問題の無い場合は地域に置きかえて使用している。愛知県企画部土地利用調整課〔17〕参照。

3) 中部経済連合会〔30〕は、「行政区域による不自然かつ不合理的な制約に服することなく、自然的条件や社会経済の実態に即応して、総合的・合理的な計画を樹立し、これを強力に実施する」として、愛知・岐阜・三重3県の統合を説いている。同書p.318。なお、構想は1963年岐阜県議会で「時期尚早」の決議が採択され、その後は下火となる。

4) 1959年から1967年間のデータであるが、県下の新規工場立地(3300㎡以上の新增設)は、1386工場であり都道府県中最も多かった。このうち臨海部に立地したのは5%で、95%が内陸部に立地した。敷地面積では臨海部が40%、内陸部が60%を占め、臨海部には主として大型工場が新設された。愛知県編〔8〕pp.581～582, p.654。なお、戦前期の名古屋でも、名古屋港に面する工業地域の基盤整備が進まず、内陸部の北東部工業地域が北部一帯に大きく拡大して行った経緯があり、この点で共通点を指摘できる。梅原〔26〕pp.41～42参照。

5) 名古屋の工業都市化の経緯は、前掲書梅原〔26〕に詳述。

6) 愛知県〔3〕pp.5～6には当時の開発の重点として、工業立地条件の整備とともに、農林水産業の振興や国土保全があげられている。

7) 大都市圏に占める大都市(100万人以上)人口比率は、名古屋20.7%、大阪30.1%、東京37.2%である。総務省〔28〕。

が特化した大阪と比べて、愛知は工業的土地利用の可能性を秘めた土地は広範囲に存在していた。愛知県が、東京・大阪の両大都市圏との条件の違いを考慮に入れ、地域的にも、産業構造の上でも、名古屋以外の諸都市を含めた産業経済の全般的な底上げを展望したものと考えられる。

② 内陸部及び開発余力のある東三河地域への工業開発

第4次計画（1976年度～）は、オイルショックによる資源・エネルギーの制約、及び経済不況で前計画が早めに切り上げられ策定された。知識集約型の高次加工型工業構造への転換や、土地利用に関し農用地・森林の社会的機能や臨海部埋立による環境との調和が指摘された。地域別には、a)尾張地域は地盤沈下地域拡大、土地利用面から工業の拡大は抑制、b)西三河地域は輸送機械と関連産業の進展、衣浦臨海工業地帯の立地稼働による拡大発展。新規立地は複合型産業構造を旨とし、食品・一般機械・電気機械の産業誘導が必要、c)東三河地域は最も開発余力があり石油化学・鉄鋼の大規模コンビナートの開発、が意図された。

第5次計画（1982年度～）は、環伊勢湾都市圏構想のもとでの総合発展と、先端産業への転換戦略が強調された。a)情報ネットワークの拠点機能充実による名古屋の中核機能強化、b)技術開発と生産機能が結びついた産業ゾーンの形成、c)1977年以降、全国一の工業生産県、しかし出荷額の3分の1は輸送機械で、県外への工場移転もみられる。臨海工業地帯への産業誘導と、内陸志向の強い先端技術産業のための内陸工業用地供給、が必要とされた。

この時期は安定成長への基調変化のもとで、大都市名古屋の中核機能強化、並びに新産業の誘致・展開のための内陸工業用地の供給、臨海工業地帯特に開発余力のある東三河地域への工業開発が一層促進された。1980年代に入ると企業の国際展開が顕著になり経済のグローバル化が話題となるが、地域経済との関連での再検討はあまり見られない⁸⁾。

③ 名古屋圏復権と環伊勢湾地域重視、その核としての中部国際空港

第6次計画（1989年度～）は、東京一極集中と名古屋圏の地位低下が進み、3大都市圏への復権のために東京・大阪圏との連携・国土中枢軸形成が打ち出される。その優位性確保に、交通・交流拠点が不可欠として大規模なプロジェクト戦略がめざされた⁹⁾。愛知県のバックグラウ

8) 当時、行政と経済団体は共同で調査を行っているが、海外進出後の地域経済への影響はあまりふれられていない。愛知県・名古屋市・名古屋商工会議所〔25〕。

9) 「3大都市圏への復権」は、前掲書東海自治体問題研究所編〔32〕pp.149～150参照。また同書では、名古屋圏を三大都市圏からはずした国土構造の構想はすでに「三全総」（1977）策定段階で検討されていたと指摘。大規模プロジェクト戦略は、中部新空港、リニア中央新幹線、第2東名・名神自動車道（3点セット）と2005年の万博（プラス1）。

ンドの伊勢湾整備と、その核としての中部国際空港の国際的臨空圏形成が課題となる。また研究開発、国際的取引、学術教育機能が集積する産業技術首都が強調される。産業経済の課題は、a)輸送機器産業中心からの産業構造多角化、b)円滑な労働力移動、c)企業活動の海外展開に対し県内拠点をネットワークの中核に、d)研究開発機能の向上、e)金融・情報・国際等の第3次産業関係の高次都市機能拡充、f)農業は全国第9位の生産規模で産地間競争への対応、が求められた。

第7次計画（1998年度～）は、伊勢湾を取り巻く広域の社会経済圏を重視し、人とももの交流の基盤として、中部国際空港・国際博覧会などの大プロジェクトに一層収斂した地域づくりが強調される。国際・広域・多核連携型の交流圏の想定、プロジェクトの波及効果を活用した新交流拠点づくりである。こうしてアジア地域を中心に世界の産業経済発展をリードする創造的な産業・技術の中核圏域がめざれる。産業の課題は、a)企業の海外展開・海外調達が加速し、産業空洞化の懸念¹⁰⁾ に対する、ネットワーク型生産活動の中核となる機能強化、b)研究開発機能は低水準であり、学術研究開発機能の向上、c)工業出荷額のなかでの輸送機器の割合は高く産業構造の多角化、d)情報通信関連分野の育成、e)環境関連技術開発の推進、があげられている。

この時期は、東京・大阪圏との関連において名古屋圏をどう引き上げるか、復権への起爆力として、臨海部では中部国際空港が、内陸部では国際博覧会の大規模プロジェクトが計画される。大プロジェクトを生かした新産業と広域的な産業技術中核圏域形成へ向けての展開となる。この背景には、「人・モノ・資本・情報が地球規模で活発に行き交う大交流時代を迎え」（第7次計画）、交流の基盤づくりが求められるとして、交通インフラ整備や集客・交流産業に傾斜した位置づけとなる¹¹⁾。しかしこの立場には、経済のグローバル化に対する地域経済振興との関連からの取り組みは弱い。この時期より以前が、産業経済の全般的底上げ、工業を始めとした製造業を尾張から開発余力のある東三河地域へ立地誘導していく戦略であったのに対し、名古屋圏復権のための交流の基盤づくり、その核としての中部国際空港建設を前面にたて、地域づくりの面でも、開発地域の上でも方向転換が図られることになる。愛知県地方計画が当初持っていた総合性から転換し、同時に戦略の具体化は県財政の予算面の制約を内包しつつ進行していると言える¹²⁾。

10) 1997年現在、県内に本社を有する523社が海外拠点を有する。産業空洞化の懸念に対し、企業立地環境の優位性を高めるため、初期進出コストの低減化等も強調されている。愛知県〔21〕pp. 287～289。

11) 愛知県地方計画委員会〔19〕p. 10。なお、大規模プロジェクト推進の愛知県の施策は、中部の経済団体である中経連の「中部経済圏の広域的発展を目指す立場から、自治体との連携」の結果であるとの指摘がある。前掲書東海自治体問題研究所編〔33〕p. 74。

12) 愛知県財政と大規模プロジェクトの関連については、山田〔37〕pp. 187～211に詳しい。

3. 国土利用計画法等に基づく広域的な土地利用計画

① 土地利用計画からみた地域開発の広域化

国土利用計画法（1974年）が定められて以来30年近く経過し、この間は総合的・計画的な土地利用行政が進行した一つの区切りとしてみる事ができる。また愛知県では工業用地の整備充実が掲げられ各種の施策が行われた。ところで愛知県国土利用計画は、全国計画を基本として策定され、愛知県土地利用基本計画及び市町村計画の基本となるなど、県土地利用の行政上の指針となるものである。直接に開発事業の実施を図る計画ではなく、個別具体的な事業計画を記述するものではないとされている¹³⁾。しかし、愛知県「土地に関する統計年報」により、愛知県国土利用計画の利用区分別目標をみると、行政の国土利用に対する開発意図とその結果が読み取れる。すなわち第1次計画策定時に起点とされた1973年比で、2000年目標値が農用地73%と減少し、道路180%、宅地169%（うち住宅地145%、工業用地125%、その他370%）と増加している。2010年はさらに道路・住宅地ともに181%、住宅地156%、工業用地135%と計画されている。地域的には2000年の農用地が尾張は67%へ減少しているが、西三河は69%に低下し、東三河は89%である。同年に道路は尾張174%に対し、西三河は205%となり、東三河は166%である。住宅地は伸張の度合いは地域で多少変化はあるが、概ね140%増である。工業用地の増加は尾張、次いで西三河、東三河と東に高い傾向を見ることが出来る。

一方、愛知県国土利用基本計画は、「国土利用計画（国及び県計画）を基本として都道府県が定めるもので……5地域の区分により、県土地利用の基本的なあり方を示し……5地域を定めた『計画図』と土地利用の調整等に関する事項を定めた『計画書』から成って」いる¹⁴⁾。計画は、個別規制法に基づく諸計画の上位計画としての位置づけであり、「土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たす」ものである¹⁵⁾。従って現実の土地利用の実態を反映した地域指定であるとみることが出来る。都市地

13) 愛知県企画部土地利用調整課〔17〕pp. 303～304.

14) 愛知県企画部土地利用調整課〔22〕p. 50. 愛知県〔14〕pp. 3～5によれば、5地域にはそれぞれ土地利用の原則が示されている。a) [都市地域] 一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する（市街化区域＝計画的な市街化/市街化調整区域＝市街化を抑制）。b) [農業地域] 農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業振興を図る（農用地区域＝他用途への転用を行わない。農業経営基盤の確立/農用地区域を除く優良農地＝極力他用途への転用をさける）。c) [森林地域] 森林の土地として利用すべき土地があり、林業振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る（地域森林計画対象民有林/国有林/保安林）。d) [自然公園地域] 優れた自然の風景地で、その保護及び利用増進を図る（特別地域/特別保護地区）。e) [自然保全地域] 良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る。なお、国土利用計画法による最初の計画は1975年策定。この計画は国土利用計画が策定されていない段階の暫定的なもの。その後国土利用計画（全国計画及び愛知県計画）を基本として策定されたのが1979年計画、愛知県〔14〕である。

域の土地利用に関しては、線引きと用途地域指定である。愛知県「土地に関する統計年報」によれば、1975年～2000年の25年間で、市街化区域の増と市街化調整区域の減を含んで、都市地域の3%増、都市地域以外で微減の傾向となっている。県下の市街化区域の2000年値での7%増は、地域別では尾張6%増、西三河9%増、東三河14%増となり、県の東部へ行くに従い増加率が大きい。内訳は、2種住専は県下全域で増加し、特に1種住専は西三河で増加している¹⁶⁾。工業専用地域は東三河で増加が目立ち、住宅地化、工業地化の進捗をあとづけることができる。

そこで、道路・住宅地及び工業用地に関し土地利用の実態を西三河・東三河地域に焦点をあててみる(表1)。西三河地域で1975年～1999年の増加率の平均値を上回っている都市計画区域は豊田で全項目あり、西尾幡豆はそれに近い。同地域の中で、道路整備や住宅地・工業用地の構成比率が高いのは衣浦東部、次いで西尾幡豆である。同様に東三河地域では豊橋渥美の増加率が全体的に高く、豊橋渥美、宝飯が道路整備等の構成比率が高くなっている。衣浦湾・豊田を結ぶ地域、三河港・豊橋豊川を結ぶ地域に道路基盤整備並びに住宅地や工業地が造成されている。

愛知県国土利用計画に対し、愛知県国土利用基本計画は例えば都市地域では用途地域指定という形式で、市街化誘導ないしは規制手法を現実に即す形で策定している。そして土地利用の実態は、この方向に沿い地域開発の広域化が進行したことを跡づけている。

② 広域的土地利用計画論としての限界

それではこうした広域的な地域開発を現実化していく条件、即ちその地域を改造・改変していく土地利用計画論がどう存在したかをみることにしたい¹⁷⁾。愛知県においては、「土地利用に関する諸問題について、総合的計画的に検討する」全庁的組織として「愛知県土地利用対策会議」が1970年に設置され、土地利用行政にとって重要な役割を担うことになる¹⁸⁾。

「愛知県土地利用基本計画」は、すでに指摘したように土地利用基本計画図と土地利用基本計画書で構成され、同計画書は各種の開発行為の上位計画であり、基本となる計画となっている

15) 前掲書愛知県〔14〕p. 1.

16) 住専は住居専用地域の略。2000年1種住専は1・2種低層住専、2種住専は1・2種中高層住専の計である。

17) 早川文夫は、市町村や都市計画区域を超えた広域的な土地利用計画論について、「単に都市を対象にした都市計画だけでなく、その周辺をも含めた大都市計画、あるいは地域計画、さらに国土計画……にまで広げて対処する必要」を指摘している。また「小範囲の場合は、身近な生活環境をよくしようというところに重点が置かれるのに対し、国土全般にわたる場合は、合理的な資源開発や産業立地に力が注がれる場合が多い。……高度成長期には、後者にやや偏したきらい」と述べている。早川・月尾〔36〕p. 214.

18) 愛知県土地利用対策会議〔6〕p. 65.

表1 土地利用現況（都市計画区域別）

	面積（百 ha）			構成比（％）			比較（％）	
	1975年	1985年	1999年	1975年	1985年	1999年	85/75	99/75
A 西三河全域								
道路	80	98	113	4.8	5.6	6.4	122.5	141.3
住宅地	72	92	124	4.3	5.2	7.1	127.8	172.2
工業用地	19	31	41	1.1	1.8	2.3	163.2	215.8
行政面積	1,676	1,754	1,756	100	100	100	104.7	104.8
①豊田								
道路	14	16	23	4.3	5	7.1	114.3	164.3
住宅地	18	24	33	5.6	7.5	10.2	133.3	183.3
工業用地	2	11	14	0.6	3.4	4.3	550.0	700.0
行政面積	322	322	322	100	100	100	100.0	100.0
②衣浦東部								
道路	18	24	29	9.1	11.9	14.4	133.3	161.1
住宅地	25	28	37	12.6	13.9	18.3	112.0	148.0
工業用地	8	11	13	4	5.5	6.4	137.5	162.5
行政面積	198	201	202	100	100	100	101.5	102.0
③岡崎								
道路	20	25	23	7.1	8.8	8.1	125.0	115.0
住宅地	17	21	28	6	7.4	9.9	123.5	164.7
工業用地	5	5	7	1.8	1.8	2.5	100.0	140.0
行政面積	283	283	284	100	100	100	100.0	100.4
④西尾幡豆								
道路	12	14	19	7.5	8.8	11.9	116.7	158.3
住宅地	12	13	18	7.5	8.2	11.3	108.3	150.0
工業用地	5	3	11	3.1	1.9	6.9	60.0	220.0
行政面積	159	159	160	100	100	100	100.0	100.6
B 東三河全域								
道路	71	80	97	4.2	4.7	5.6	112.7	136.6
住宅地	46	54	73	2.7	3.2	4.2	117.4	158.7
工業用地	12	16	20	0.7	0.9	1.2	133.3	166.7
行政面積	1,701	1,712	1,718	100	100	100	100.6	101.0
①豊橋渥美								
道路	32	36	46	7.3	8.1	10.2	112.5	143.8
住宅地	25	30	41	5.7	6.7	9.1	120.0	164.0
工業用地	5	8	12	1.1	1.8	2.7	160.0	240.0
行政面積	437	447	450	100	100	100	102.3	103.0
②宝飯								
道路	16	19	22	7.5	9	10.2	118.8	137.5
住宅地	15	17	22	7.1	8	10.2	113.3	146.7
工業用地	5	5	6	2.4	2.4	2.8	100.0	120.0
行政面積	212	212	216	100	100	100	100.0	101.9
③新城								
道路	5	5	6	4.2	4.2	5.1	100.0	120.0
住宅地	3	4	5	2.5	3.4	4.2	133.3	166.7
工業用地	1	1	2	0.8	0.8	1.7	100.0	200.0
行政面積	118	118	118	100	100	100	100.0	100.0

出典：愛知県「土地に関する統計年報」各年度版より作成。注：工業用地1975、1985年は「工業統計調査結果報告書」（県統計課）の従業者30人以上事業所敷地面積、1999年は10人以上、工場数2以下の秘匿は含まない。1975年道路は資料の関係から1979年。

る。しかし開発の内容そのものは都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等の各個別法に委ねられ、計画図の中身も決して詳細ではない。むしろ、個別法で示されている基本点が描かれているに過ぎない。個別法の内容を総合化する点で優位さはあるが、広域的な立場での計画を提示するものには至っていない。ここにはそうした限界がある。従って、都市地域の市街化という点では、先に見たようにそれは都市計画＝線引き及び用途地域の指定、となる。そうした点では都市の単位ないしは地区レベルの計画論とも言える用途地域指定の域を出ないものとなっている。

次に工業用地の供給と関わり、「工場適地制度」についてみておきたい。「原則として市街化区域内の3 ha以上の工業系用途地域のうち、……立地条件の優れた用地を、工場立地法に基づく工場適地として……選定し、企業の適地誘導を図って」、税法上の優遇措置が講じられるものである¹⁹⁾。表2は、代表的な年度における適地調査の結果である。a)1975年に比較して2000年は確かに工場適地面積は67%と減少しているが、なお2400 haを超える適地面積がある。b)立地

表2 工業適地調査における土地利用

	適地面積 (ha)					構成比 (%)					比較 (%)		
	1975年	1985年	未決定	2000年	未決定	1975	1985	未決	2000	未決	85/75	00/75	
① 愛 知 県	総数	3,592	3,148	1,586	2,417	837	100.0	100.0	50.4	100.0	34.6	87.6	67.3
	市街化区域	2,698	2,410	1,061	2,042	651	75.1	76.6	33.7	84.5	26.9	89.3	75.7
	市街化調整区域	868	712	498	330	163	24.2	22.6	15.8	13.7	6.7	82.0	38.0
	都市計画区域外	26	27	27	45	23	0.7	0.9	0.9	1.9	1.0	103.8	173.1
② 尾 張	総数	1,188	686	466	504	157	33.1	21.8	14.8	20.9	6.5	57.7	42.4
	市街化区域	1,050	585	404	414	97	29.2	18.6	12.8	17.1	4.0	55.7	39.4
	市街化調整区域	138	101	62	90	60	3.8	3.2	2.0	3.7	2.5	73.2	65.2
	都市計画区域外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
	市町村別, 計100ha以上	1975年 春日井/街217 小牧/街125 飛島/街177 弥富/街107 半田/街77, 調57東海/街102				1985年 小牧/街188 瀬戸/街91, 調31 東海/街121				2000年 小牧/街166			
③ 西 三 河	総数	604	659	362	474	129	16.8	20.9	11.5	19.6	5.3	109.1	78.5
	市街化区域	578	429	215	266	47	16.1	13.6	6.8	11	1.9	74.2	46.0
	市街化調整区域	0	204	121	163	59	0.0	6.5	3.8	6.7	2.4	—	—
	都市計画区域外	26	27	27	45	23	0.7	0.9	0.9	1.9	1.0	103.8	173.1
	市町村別, 計100ha以上	1975年 碧南/街248 安城/街100				1985年 豊田/調158, 街26 碧南/街169 安城/街101				2000年 岡崎/調92, 街77 安城/街100			
④ 東 三 河	総数	1,800	1,803	757	1,439	551	50.1	57.3	24.0	59.5	22.8	100.2	79.9
	市街化区域	1,070	1,397	442	1,362	507	29.8	44.4	14.0	56.4	21.0	130.6	127.3
	市街化調整区域	730	407	315	77	44	20.3	12.9	10.0	3.2	1.8	55.8	10.5
	都市計画区域外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
	市町村別, 計100ha以上	1975年 田原/街584, 調533 豊橋/街389 豊橋・御津/調144				1985年 豊橋/街476 田原/街796, 調301				2000年 田原/街891, 調6 豊橋/街216, 調12 豊橋・御津/街223			

出典：愛知県「土地に関する統計年報」より作成。注：①工場適地面積は各年3月現在。②未決定（未決）面積は適地面積のうち立地未決定分。③街は市街化区域，調は市街化調整区域。

19) 前掲書愛知県企画部土地利用調整課〔17〕p. 403.

未決定面積が1985年50%、2000年35%と落ちているがなお相当面積を占め、常に先行投資・立地誘導型の開発となっている。c)地域的な特徴では1975年に尾張地域の市町村で幾つか100haを超えるところがみられ、計1200ha近い面積となっている。東三河では1800haで、尾張の1.5倍の面積となり、特に豊橋・田原などでは巨大なものになっている。早い段階から東三河を重視したものと言える。d)工場適地のうち、市街化調整区域におけるものが尾張、ついで西三河、東三河と、東へゆく程大きなものとなっている。この点では、「原則として市街化区域内の……工業系用途地域」という基準からみれば、逸脱した内容となっている。

「愛知県土地対策会議等報告書」にみる工場適地調査も所在地・面積・地目・都市計画用途区分・法規制等が記されている程度である²⁰⁾。工場適地調査の各工業地区概況図には、道路・鉄道・工業用水道・下水道・送電線等の位置との関連のもとでの工場適地が描きこまれ、企業立地の側面からの場所的適地性が記されている²¹⁾。即ち、個別的な適地性を問うものではあっても、都市計画区域や市町村を超えた広域的な地域像を見ることはできず、この点から言えば積極的な計画論は存在しなかったものと判断できる。

4. 地方公共団体による用地造成事業の経緯と到達点

① 県下の用地造成事業の経緯

地域開発を用地造成の側面から担った事業には、地方公共団体としての名古屋港管理組合(愛知県と名古屋市による一部事務組合)の臨海用地造成事業と、愛知県企業庁の内陸用地及び臨海用地造成事業がある(表3)。まず前者についてである。名古屋港の南部地区は、1955年の港湾計画で工業港整備構想として策定され、1961年に改定された。また西部地区は、1964年の港湾計画で木材港の建設を含む造成計画が策定され、1970年に改定された²²⁾。昭和30年代から40年代の時期、名古屋港臨海部(名古屋市外及び名古屋都市計画区域外を含む)で計3100haを超える重化学工業化を図るための用地造成事業へと着手したことは、名古屋地域以外へ工業都市化を拡大する、広域的な地域開発への大きな転換点となった²³⁾。知多半島沿いの上野町・横須賀町地先(現東海市)への東海製鉄(現、新日鉄名古屋工場)の進出(1959)は、その象徴的な動きであった。

一方、後者は、東海製鉄進出を機に同社の社宅用地確保のため、面倒な農地法上の手続きを会社にかわって処理する機関として、愛知県庁内に「内陸用地対策部」として1960年に設立さ

20) 愛知県土地対策会議〔13〕pp. 178～179 参照。

21) 愛知県商工部工業振興課〔9〕「豊田工業地区概況図」等参照。

22) 名古屋港管理組合三十年史編集会議編〔34〕p. 335。

23) この間の事情は前掲書梅原〔26〕pp. 70～73 参照。

表3 名古屋港管理組合・愛知県企業庁の用地造成事業

名古屋港管理組合 (2001年3月現在)		造成計画面積 (ha)	内訳 (ha)			売却状況 (ha, %)		
			公共用地	貯木場水面積	売却予定地 A	売却済面積 B	売却率 B/A (%)	
南部1～5区		2,040.0	271.1	0	1,768.9	1,725.5	97.5	
西部2～4区		1,071.0	300.3	94.6	676.1	634.9	93.9	
合計		3,111.0	571.4	94.6	2,445.0	2,360.5	96.5	
愛知県企業庁 (1999年3月現在)		地区	取得面積 A=B+C+D (ha)	公共用地 B (ha)	売却済面積 C (ha)	売却予定 D (ha)	売却先 (件)	売却率 C/A (%)
内陸用地	①工業用地等	70	2,419.1	300.2	1,809.2	309.6	491	74.8
	②住宅用地	9	227.5	0	227.5	0	403	100.0
	③トラクターミナル用地	1	65.6	0	65.6	0	60	100.0
	④保養用地等	5	411.7	2.9	291.6	117.2	38	70.8
	小計	85	3,123.9	303.1	2,393.9	426.8	992	76.6
臨海用地	①衣浦 工業用地等	16	1,284.1	54.9	1,214.6	14.7	201	94.6
	ふ頭用地	4	153.3	3.7	149.6	0	47	97.6
	②三河 工業用地等	12	2,098.6	177.1	1,422.8	498.7	163	67.8
	ふ頭用地	3	170.0	6.4	163.7	0	33	96.3
	小計	35	3,706.1	242.0	2,950.7	513.4	444	79.6
	③空港関連埋立事業		空港対岸部及び空港島地域開発用地造成					
④土砂採取事業		幡豆地区で空港島・対岸部埋立土砂採取						

(出典) 名古屋港管理組合建設部管理課資料 (2001年), 愛知県企業庁『事務概要平成11年度』(1999年)より作成。

れた。1964年には、内陸(内陸用地対策部)と臨海(港湾課)の工業用地開発事業が統合され、地方公営企業法の適用を受ける企業局として誕生した²⁴⁾。その後水道事業、工業用水事業との統合で、1980年に現企業庁に改組されたものである。なお内陸用地造成事業(工業用地等、住宅用地、トラクターミナル用地、保養用地等)は、85地区3124haの造成を行っている。また、衣浦湾は1957年、三河湾は1964年にそれぞれ重要港湾に指定され、港湾整備とともに工業用地の埋立造成計画が進められた。工業用地、ふ頭用地を含めて、35地区計3706haの事業が行われた。

この中で工業用地等を中心にその規模をみてみよう。名古屋港の売却済面積2361ha(1959～2000年度)から商港区等に利用される面積を除外した工業用地等の面積は約2128haである²⁵⁾。企業庁の工業用地等は、内陸用地1809ha、臨海用地(工業用地等)2637ha(1961～1998年度)であり、以上の単純合計は約6574haとなる。これに対し1963年と1999年の工業用地としての利用増加分は6238haである²⁶⁾。年度のずれ等を考慮しなければならないが、地方公共団

24) 発足～1980年頃までの経過は、前掲書東海自治体問題研究所編〔31〕pp. 33～43参照。

25) 売却済面積の用途別内訳は不明であり、名古屋港臨港地区内分区分(東海図版株式会社、2001年8月告示)により筆者判読。南部1区、西部4区にまとまった工業港区以外233haがあり、これを除外して算定。

体による用地造成事業の果たした大きな寄与をみることができる。

② 内陸用地並びに東三河臨海用地造成事業の到達点

次に内陸用地に関しては工業拠点開発をすすめた内陸用地造成事業（特に工業用地等と住宅用地）、及び臨海用地に関しては工場適地調査で極めて重視された東三河地区に焦点をあて分析を加える。企業庁の1999年事務概要によれば、同年3月までの内陸用地造成事業（工業用地等）のうち、西三河は46%、尾張41%であり、東三河13%となっている。市町村別の最大は豊田市であり、この南北に至る犬山・小牧・瀬戸・日進・三好から東浦・半田への線上と、幡豆・幸田・岡崎・新城の東西軸に並んでいる。ほぼ東名高速道路に沿い70箇所の造成事業が配置されている。これに対し内陸用地造成事業（住宅用地）は、都市基盤整備公団、公営住宅等との関連もあり、総合的な分析を経なければ判断が出来ないところがある。しかし、9箇所と数は少ないが、衣浦西部の東浦、豊田、西尾に、次いで豊橋・渥美地域の豊橋、田原など工業用地造成事業の重要部分への配置となり、造成事業の特徴をみることができる。用地処分先には、トヨタ自動車ないしは関連会社などが数多くみられる。

この中で過去15年間に開発されたものでは、1986年度から1995年度分516.1haの約半分の面積249.0haが未売却となり、それ以後の開発決定分は1999年末現在、全面積48.3haが未売却である（表4）。全国統計をみると、愛知県の工業用地造成済面積は千葉について第2位を占め、同時に未処分面積は341haと第1位となっている²⁷⁾。これについては、「県工業用地に大量在庫、過去最悪15地区946億円分」や、「“塩漬け”土地売り込め、推進本部設置、企業誘致へ本腰」等と報道される状況である²⁸⁾。

東三河臨海用地造成事業は、蒲郡・田原・大崎・御津地区の造成、神野・蒲郡等のふ頭整備よりなる。全体の50%は田原で、26%は豊橋である。造成済面積に対する未処分面積・率ともに高いのは田原1区や御津2区である。御津1区では販売不振により工事の延期が伝えられている²⁹⁾。

ところで、「愛知2010計画」（7次計画、1998年度～）でも、「県内に本社を有する企業のうち、すでに523社（1997年）が海外に拠点を有し……県内産業への影響が懸念されます」と指摘している³⁰⁾。事実、工業用地としての土地利用現況は、1992年をピークにその後は減少を続

26) 1963年は6759ha、1999年は12997haである。愛知県〔12〕p.8、同〔24〕pp.3~4。

27) 地方財政調査研究会〔29〕pp.68~69。

28) 「県工業用地に……」は、毎日新聞、1999年8月17日、「“塩漬け、土地……」は、中日新聞、2001年10月31日。このため、愛知県は県内の新規企業立地の低迷、企業庁造成用地の売れ残り解消に向けて2002年4月から不動産取得税現行4%を1%へと、税減免の策がとられる予定。中日新聞2001年11月29日。

29) 中日新聞2000年9月2日。

表4 愛知県企業庁の内陸工業用地各地区状況

決定年度	開発決定地区	事業期間	用地取得	売却予定地(ha)(A)	売却済面積(ha)(B)	売却率(B/A)(%)						
1992	三河一宮西部	92~95	完了				7.6	7.6	100			
	阿久比中部	92~96	完了				10.2	10.2	100			
	新城南部	92~99	完了				30.8	0.0	0			
1993	豊橋若松	93~00	完了				13.6	0.0	0			
	一宮萩原	93~96	完了				11.8	11.8	100			
	豊田花本	93~00	ほぼ完了				16.8	0.0	0			
	春日井明知	93~99	ほぼ完了				20.1	0.0	0			
1994	小牧東部	94~99	ほぼ完了				74.5	0.0	0			
	瀬戸・豊田	94~01	ほぼ完了				18.0	0.0	0			
1995	大府新江	95~99	完了				5.3	1.4	26.4			
	田原浦鬼塚	95~01	ほぼ完了				3.3	0.0	0			
	小計	合計31地区					516.1	267.1	51.8			
1996	小牧大草	96~02	交渉中				13.0	0.0	0			
	犬山高根洞	96~02	ほぼ完了				12.5	0.0	0			
1997	東浦森岡	97~02	ほぼ完了				8.2	0.0	0			
1999	三好筋生	99~03	交渉予定				14.6	0.0	0			
小計	合計4地区						48.3	0.0	0			
合計	合計35地区						564.4	267.1	47.3			

(出典) 愛知県企業庁企画業務課資料(1999年)より作成。
(注) 1999年12月現在。

けている³¹⁾。一方で、造成総面積は愛知県公営企業の設置等に関する条例により10年間の開発が決定され、これに基づいて個別の開発地区が年度毎に決定されることになっている³²⁾。これまでの指摘により現計画は依然過大であり、バブル経済崩壊後の不況に伴う要因を考慮する予見通しの点で問題が残っている。

5. 開発行為の規制と環境保全に関わる諸課題

① 開発行為の規制と「指導要綱」

愛知県における開発行為の規制と環境保全に関わる諸施策の骨子を表5に示す。環境行政の基本的枠組みとなる環境基本条例や環境影響評価制度が本格的に整備されるのは、ようやく1990年代半ば以降の近年のことである。ここでは比較的早い段階から導入されている環境上の

30) 前掲書愛知県地方計画委員会〔19〕p. 33.

31) 1992年13370ha、以後は減少し1999年は12997haである。愛知県〔18〕pp. 12~13、愛知県〔24〕pp. 3~4.

32) 愛知県公営企業の設置等に関する条例第3条第4項は、1996年から2005年までの10年間に、内陸用地造成事業は800ha、臨海用地造成事業は950haを造成するとしている。愛知県企業庁〔20〕p. 37, p. 43.

表5 愛知県の開発規制・環境保全施策

<p>①環境行政の基本的枠組み 環境基本条例（1995年施行）、公害防止条例（1971年施行）、環境影響評価条例（1999年施行）</p> <p>②環境に配慮した土地利用 a) 国土利用計画（県計画）＝土地利用行政の指針 b) 適正な工場立地＝工場立地法に基づく工場適地調査を実施して「工場適地」として選定 c) 開発許可制度＝市街化区域／市街化調整区域</p> <p>③環境影響評価の実施 a) 環境影響評価制度 1984年国の環境影響評価要項をうけ、1986年愛知県環境影響評価要項 1997年環境影響評価法をうけ、1998年愛知県環境影響評価条例交付・1999年施行 b) 環境上の事前審査 企業立地の事前審査／大規模行為の自然環境調査／土地開発行為の事前協議、「愛知県土地開発指導要項」制定／建築物の事前審査／港湾埋立等の環境影響調査</p>

（出典）：愛知県『平成12年版環境白書』（2000年）により作成。

事前審査に位置づけられる「愛知県土地開発行為に対する指導要綱」（以下、「指導要綱」）及び都市計画法に位置づけられる開発許可制度を取り上げる。

まず前者についてである。1970年からは民間事業者の行う20ha以上の大規模な開発行為に対し、許認可申請時に法令間の調整が行われていたが、この段階では事業計画が既に固まっているなどの問題があった。このため、1974年から「指導要綱」が制定され、1haを超える開発については許認可前の指導・助言が行われている³³⁾。1ha以下の面積の開発行為や県その他の公共団体の開発行為は「指導要綱」が適用されず、許可は受けなくてよい。この「指導要綱」に基づく実態を、1974年から1999年まで、26年間の協議申出状況によってみる³⁴⁾。総数は1081件で、年間80件から30件程度に減っており、申出総面積は9234haで、1980年代半ばには大きかったが、1990年代後半にはわずかとなっている。その内容は、件数ではその他を除くと土石採取が392件（36.3%）と最大で、工場は66件（6.1%）、住宅62件（5.7%）、ゴルフ場39件（3.6%）となっている。面積ではゴルフ場が4390ha（47.5%）で最大であり、次いでその他を除くと土石採取が1526ha（16.5%）、住宅が505ha（5.5%）、工場は386ha（4.2%）となっている。

従って、「指導要綱」によって捕そく出来るものだけでも9000haを超える規模の開発があり、土石採取は開発と建設工事に直接に関わって大きな位置を占めている。この他に、「指導要綱」に該当しない比較的小規模な開発も存在している。

② 開発許可制度と環境保全

次に、後者の開発許可制度については、乱開発が問題とされる市街化調整区域の問題をみて

33) 前掲書愛知県企画部土地利用調整課〔17〕pp. 350～351。

34) 前掲書愛知県企画部土地利用調整課〔17〕p. 354, 同〔22〕p. 61参照。

みよう。同区域においては、都市計画法（1969年施行）第7条により原則として市街化が禁止されている。同時に第34条により、20ha以上の開発で計画的市街化に支障がないもの、市街化区域では開発が困難又は不相当でありかつ市街化を促進させないものは、開発審査会の議を経れば開発が許可されることになっている。その後、「硬直的な制度の運用にとどまらず……柔軟かつ現実的な制度の運用を図る必要がある」との建設省（当時）通達が1982年以来出され、開発許可基準の緩和が行われている³⁵⁾。愛知県においては、1984年大規模開発面積要件の5ha以上への引き下げ、1986～87年インターチェンジ周辺の流通業務施設、技術先端型工場、大規模集落内での小規模工場等が認められるようになってきている³⁶⁾。

すでに1970年の「愛知県土地利用対策会議」設置以来、市街化調整区域における大規模開発は度々問題となっている。例えば、「全部または一部が優良農地にかかっているのでその開発は好ましくないが、本会議設置の過度的なものとして……工場用地として開発することを了承する（1975年度、新城有海地区）」等として開発が許可されている。そして1971年度には、上記の都市計画法第34条に該当するものとしての取り扱いである「市街化調整区域における大規模開発行為の取扱方針」が了承されている。

なお、都道府県等の公共団体の開発行為は、「都道府県等と事前に調整しつつ所管省において十分指導監督し、みだりに本法の趣旨に反するような開発行為を行わないから」、許可を受けなくて良いことになっている³⁷⁾。ここでは市街化調整区域における開発実態を、すでにみてきた用地造成事業の大きなウェイトとの関連から、工場適地調査の結果によってみてみたい（表2）。市街化調整区域の適地総数に占める面積比率は、県全体でみると1975年24%、1985年23%、2000年14%であり、市街化調整区域における適地面積比率の大きさがわかる。地域別にみると、東三河は1975年20%、1985年13%、2000年3%、西三河は1975年0%、1985年7%、2000年7%であり、尾張は3～4%で変化はない。開発余力があるとされた東三河へのウェイトの大きさがわかり、個別の市町村別にみても東三河の田原等では市街化調整区域で大規模な開発が行われたことが読み取れる。近年は相対的に開発の沈静化の中で、県の地域開発戦略との関連から西三河での市街化調整区域の比率が目立っている。

一方、企業庁の事業については、中部国際空港埋め立て用土砂調達（愛知県幡豆町の山林開発）が、「環境は、健康は？ 地元に疑問の声」などと出され、「幡豆の採取撤退、採算が不透明」として当初の予定通りには進まなかった経緯もある³⁸⁾。また、臨海用地造成と関わっては、環境庁の調査では、1978年から92年までの愛知県の消滅干潟は、三河湾で176ha、現存面積

35) 建設省計画局長「市街化調整区域における開発許可制度の運用について」（1982年7月16日）。その他、同省経済局長（1986年8月2日）、同省経済局民間宅地指導室長（1998年7月1日）の各通達が出されている。愛知県開発審査会〔23〕pp. 38～47参照。

36) 前掲書〔22〕p. 52。

37) 愛知県建築部建築課〔7〕p. 30。

38) 「環境は……」は、中日新聞、2000年10月18日、「幡豆の……」は、中日新聞、2001年1月30日。

1549 ha の 11.4%，伊勢湾を含めても 8.4%となっている³⁹⁾。こうした点からみれば，今日では自然環境の激変を伴う土石採取や臨海用地造成等が大きな社会問題となっている。

従って，今日の制度の中では，市街化調整区域で開発が大規模に行われることは可能であり，また干潟の消滅など自然環境の激変をも引き起こしていることを物語っている。

6. ま と め

① 分析結果

a) 地域開発戦略は，当初は県下全域ひいては東海 3 県を視野に入れ，産業構造の上でも，地域的にも，産業経済の全般的な底上げを展望する総合性を有する開発として進められた。臨海部と内陸部を結びつける開発が構想されたが，現実には臨海部用地造成の遅れにより自動車産業関連を軸とした内陸部開発が旺盛に進んでいった。地域的には尾張部から，より開発余力のある東三河地域へ東進する開発が進められた。東京一極集中とバブル経済崩壊のなかで，名古屋圏復権へ向けての伊勢湾整備，その核としての中部国際空港等の交流基盤づくりに収斂した地域づくりが進行し，従来の県地方計画が持っていた総合性からの転換が見られる。

b) この広域的な地域開発を展開する上での土地利用計画は，「愛知県国土利用基本計画」や「工場適地調査」，「用地造成事業」に委ねられた。「愛知県国土利用基本計画」が有する市街化誘導・規制の一定の役割を評価しつつも，そこには都市計画区域や市町村を超えた広域的な地域像を見ることはできず，「工場適地調査」，「用地造成事業」は企業立地へ向けての個別的な適地性を問うものとなり，地域づくりとの関連での積極的な土地利用計画論は存在しなかったものと言える。

c) 用地造成事業は，内陸部・臨海部での造成事業が顕著であり，広域的な地域開発戦略と土地利用計画を具体化していく上で重要な役割を果たした。しかし造成用地の大量在庫の問題に見られるように，土地利用の需要・供給側の調整を図る計画性，柔軟性という点から大きな問題を残している。

d) 「指導要綱」が適用される開発行為は，近年逡減しているとは言ってもなお相当程度ある。かつまた，市街化調整区域における開発行為も相当存在している。そうした意味では，自然環境の激変等を引き起こす開発からの大きな方向転換が求められていると言える。

39) 前掲書愛知県〔21〕 pp. 214～216.

② 結論

a) 地域開発戦略の現段階と土地利用

戦後の愛知県の地域開発戦略は、農業にも配慮しつつ、工業を中心とした産業振興策を中心内容としてすすめてきた。やがて「工場用地，工業用水，輸送施設が確保されれば，工場立地はどの地域でも可能⁴⁰⁾」となり，1960年代の高度成長期の半ば以来，名古屋市を中心とした工場立地が，市域・都市計画区域をこえて県下全域に広域展開を始めた。そして，1980年代半ば以降経済のグローバル化のなかで工場立地は県や地域の枠をこえた国際展開を始めるにいたった。そして造成用地の大量売れ残りに見られるように，大規模に新工業地形成をめざした時期はすでに終わりをつげたといえる。未売却造成用地の事態に正面から向き合うことが求められている。現在の土地利用の課題は，未売却造成用地も含めた既成工業地を利用・再利用する方向に重点を移す段階に至っている。

b) 開発行為の規制と環境保全

今日では，環境対策に最大限の配慮をすることが望まれる。そのためには，市街化区域・市街化調整区域に関わらず，開発にあたっては地域の将来像を可能な限り明確に打ち出すことが必要である。あるいはどの地域でも立地可能という工場立地の特性から，地域像を描くことが困難な場合もある。いずれの場合にも，地域のあり方との関連から許容される建築物を列举して，望ましい市街地を実現する方向に転換すべきである。そして厳密な意味での環境影響評価制度を実現するためには，調査，予測及び評価を行うことになっている事業者を第三者機関として改めることなど，環境が最大限に尊重されるシステムへと移行すべきであると考える。

参 考 文 献

- [1] 愛知県『愛知県地方計画書』1959年。
- [2] 愛知県『地方計画の概要』1960年。
- [3] 愛知県『愛知県総合開発の展望』1961年。
- [4] 愛知県新地方計画委員会『愛知県新地方計画 I，II』1962年。
- [5] 第3次愛知県地方計画委員会『第3次愛知県地方計画』1970年。
- [6] 愛知県土地利用対策会議『愛知県土地利用対策会議報告書 昭和45年度』1970年。
- [7] 愛知県建設部建築課『新都市計画法 開発許可制度の概要』大成出版社，1971年。
- [8] 愛知県編『愛知県昭和史下巻』愛知県，1973年。
- [9] 愛知県商工部工業振興課『昭和47年度工場適地調査』1973年。
- [10] 愛知県土地利用対策会議『愛知県土地利用対策会議等報告書 昭和49年度』1975年。
- [11] 愛知県地方計画委員会『愛知県地方計画1976→1985』1976年。
- [12] 愛知県『愛知県国土利用計画（参考資料付）』1977年。
- [13] 愛知県土地対策会議『愛知県土地対策会議等報告書 昭和51年度』1977年。
- [14] 愛知県『愛知県土地利用基本計画書』1979年。
- [15] 愛知県地方計画委員会『第5次愛知県地方計

40) 前掲書梅原 [26] pp. 121~122.

- 画』1982年。
- [16] 愛知県地方計画委員会『愛知県21世紀計画』1989年。
- [17] 愛知県企画部土地利用調整課『あいちの土地——県土利用の現況と対策——』1994年。
- [18] 愛知県『土地に関する統計年報平成6年版』1995年。
- [19] 愛知県地方計画委員会『新世紀へ飛躍～愛知2010計画』1998年。
- [20] 愛知県企業庁『事務概要 平成11年度』1999年。
- [21] 愛知県『あいちレポート2000』2000年。
- [22] 愛知県企画部土地利用調整課『県土レポートあいち'99——県土利用と土地対策の現況——』2000年。
- [23] 愛知県開発審査会『愛知県開発審査会基準』2000年。
- [24] 愛知県『土地に関する統計年報平成12年版』2001年。
- [25] 愛知県・名古屋市・名古屋商工会議所『企業の海外進出とその影響』1988年。
- [26] 梅原浩次郎『都市の工業化過程における土地利用計画手法としての地域地区制に関する研究——名古屋を事例として——』（中部大学学位論文）2001年。
- [27] 遠藤宏一『地域開発の財政学』大月書店、1985年。
- [28] 総務省 HP (<http://www.stat.go.jp/data/kousei/2000/youkei/3.htm>)、2000年調査。
- [29] 地方財政調査研究会『平成10年版公共施設状況調』地方財務協会、1999年。
- [30] 中部経済連合会『東海3県統合構想』1963年。
- [31] 東海自治体問題研究所・愛知県職員組合編『愛知県行政の流れと展開』1980年。
- [32] 東海自治体問題研究所編『都市圏の構造と課題』1987年。
- [33] 東海自治体問題研究所編『産業首都・愛知の検証』自治体研究社、1994年。
- [34] 名古屋港管理組合三十年史編集会議編『名古屋港管理組合三十年史』名古屋港管理組合、1984年。
- [35] 名古屋大都市圏研究会編『図説名古屋圏——その構造と問題——』古今書院、1993年。
- [36] 早川文夫・月尾嘉男『現代都市・地域計画』オーム社、1982年。
- [37] 山田明『90年代の愛知県財政と大規模プロジェクト』『名古屋市立大学人文社会学部研究紀要7号』1999年。

(2002年1月21日受領)